

福山市自治会連合会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、福山市自治会連合会という。

(事務所の所在地)

第2条 この会は、事務所を福山市本町1番35号（市民参画センター内）に置く。

(組織)

第3条 この会は、福山市内の各小学校区及び地区ごとに設けられた自治会連合会若しくは町内会連合会（以下、学区連合会という。）をもって組織する。

(構成員)

第4条 この会は、前条に規定した組織の中から選出された代議員及び第7条に規定した役員をもって構成する。

(目的)

第5条 この会は、学区連合会相互の連絡、環境の整備、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各学区内の自治会又は町内会の運営について、研究及び協議に関すること。
- (2) 民意の市政への反映に関すること。
- (3) 市政への要望と協力に関すること。
- (4) 学区連合会相互の連絡事務と協力に関すること。
- (5) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (6) 学区連合会相互の親睦、研修及び教養の向上に関すること。
- (7) 学区連合会会員の福利厚生に関すること。
- (8) その他この会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 役 員

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 学区連合会長
- (7) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、事務局長、会計及び監事は総会において選出する。

- 2 常任理事は、別表ブロック別に、あらかじめ定められた数により総会において選出する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 会長は3期を超えてはならない。ただし、総会において特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
- 4 補欠のため就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理し、代行する。
- 3 事務局長は、この会の事務を処理する。
- 4 会計は、この会の会計を処理する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成して会務の執行に参画する。
- 6 理事は、この会の運営に関する基本事項を決議し、決定事項の推進に当たる。
- 7 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長経験者又は学識経験者の中から、常任理事会の承認により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問により意見を述べることができる。

4 顧問の任期は第9条（役員の任期）の規定を準用する。

第3章 会 議

（会議の種類）

第12条 この会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第13条 総会は、学区連合会から選出された代議員及び役員をもって構成する。

2 代議員は、学区連合会ごとに1名選出する。

3 理事会は、役員をもって構成する。

4 常任理事会は、会長、副会長、事務局長、会計及び常任理事をもって構成する。

（権能）

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則及び諸規程の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) 会費に関すること。
- (6) その他この会の運営に係わる事項に関すること。

2 理事会は、総会に提案すべきことを承認する。

3 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) その他の会務の執行に関すること。

（通常総会）

第15条 通常総会は、毎年1回開催する。

（臨時総会）

第16条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の5分の1以上の請求があったときに開催する。

（理事会）

第17条 理事会は、必要に応じて開催する。

（常任理事会）

第18条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき、随時開催することができる。

(招集)

第19条 総会、理事会及び常任理事会は会長が招集する。

2 会長は、第16条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会、理事会及び常任理事会を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 通常総会、臨時総会の議長は、その都度出席者の中から選任する。

2 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 総会、理事会及び常任理事会は、構成員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 議事は、出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会長は議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、当該議事について書面をもって表決し委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員数及び出席者数(表決委任者を含む。)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会及び理事会の議事録は、議長及びその総会において選出された議事録署名人

2人以上が署名押印しなければならない。

- 3 常任理事会の議事録は、議長が署名押印し、第1項第5号の選任及び前項の議事録署名人の署名押印は省略することができる。

(専門委員会)

第25条 この会の事業を推進するため、必要と認めるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会を設置した場合は、委員の中から委員長及び副委員長若干名を選出する。
- 3 専門委員会は、委員長が招集し議長を務める。

第4章 会 計

(経理)

第26条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第27条 この会の会費は、総会において定める。

(予算)

第28条 この会の予算は、総会において議決された予算に基づき行うものとする。

- 2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をする。

(事業年度)

第29条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第30条 この会則を変更する場合は、第22条の規定にかかわらず総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 その他

(事務局次長及び事務局員)

第31条 この会の事務を処理するため、事務局に事務局次長及び事務局員を置くことができる。

2 事務局次長及び事務局員は、会長がこれを委嘱する。

(雑則)

第32条 この会則に定めていない事項及び疑義のある場合は、会長が常任理事会に諮ってこれを定めることができる。

2 第3条(組織)でいう学区連合会とは、原則として各小学校区単位の自治会連合会又は町内会連合会をいう。

附 則

この会則は、昭和46年1月25日から実施する。

附 則

この改正会則は、昭和50年6月5日から実施する。

附 則

この改正会則は、昭和53年3月28日から実施する。

附 則

この改正会則は、昭和56年5月19日から実施する。

附 則

この改正会則は、昭和58年12月20日から実施する。

附 則

この改正会則は、昭和61年5月30日から実施する。

附 則

この改正会則は、昭和63年5月30日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この会則の改正部分は、平成17年6月2日から実施する。

(経過措置)

2 この会則の適用に伴う必要な経過措置は、常任理事会の議決により別に定める。

附 則

この改正会則は、平成19年6月19日から実施する。

附 則

この改正会則は、平成21年6月8日から実施する。

附 則

この改正会則は、平成22年6月11日から実施する。

附 則

この改正会則は、令和3年2月10日から実施する。